

# 「やまと国際オペラ協会」会則

制定 平成 26 年 8 月 15 日  
改定 平成 27 年 6 月 26 日  
やまと国際オペラ協会

## (目的)

第1条 「やまと国際オペラ協会」(Yamato International Opera Association : YIOA)は、大和市における音楽文化発展のため、国際的な交流都市としての大和市の特色を生かしてオリジナリティーを持った音楽活動を展開し、総合芸術であるオペラの本格的な公演、コンサート、またそれらの芸術文化の理解、普及につながる文化講座などの開催を通して、これらの芸術文化に興味をもつ市民は、人種、民族の差なく、市民参加型の団体として、異文化目的に活動する。

## (活動)

第2条 「やまと国際オペラ協会」は、目的を達成するため第2項以下の事業の企画・実施を行なう。  
2. オペラ、オーケストラコンサート、中小規模なアンサンブルコンサートなどの形態をもつ公演。  
3. オペラや音楽文化に因んだ教養講座  
4. 福祉演奏活動

## (事務局)

第3条 「やまと国際オペラ協会」の事務局は、会長宅に置く。

## (会員)

第4条 会員は、「やまと国際オペラ協会」の活動目的に賛同するものとする。

## (会費)

第5条 入会費として 2000 円を徴収する。また年会費を 3000 円とし、臨時会費を必要に応じて徴収する場合がある。一度納入された会費は、いかなる場合も返還しないものとする。

## (入会)

第6条 「やまと国際オペラ協会」への入会に際して第2項以下の手続きを踏むものとする。  
2. 入会申請 : 入会を希望するものは、入会申請書を役員会に提出する。  
3. 入会承認 : 役員会メンバーが入会を推薦し、会長が承認をする。  
4. 入会成立 : 入会金を会長に納めて入会成立とする。入会後は年会費納入をもって会員継続とする。

## (退会)

第7条 会員は、会長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第8条 「やまと国際オペラ協会」の活動にそぐわない行為があると認められた場合、役員会の議決をもってその会員を除名することができる。

## (事業年度)

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (役員と役員会)

第10条 「やまと国際オペラ協会」の役員として以下を置き、役員会を構成する。

会長	1名	協会を代表し、職務を統括する。
会計	1名	協会の収支を管理する。
会計監査	1名	協会の会計を監査する。
書記	1名	協会の会議内容を記録する。

2. 役員は互選により決める。

## (総会)

第11条 総会は、会長が招集して開催し、会長が議長を行なう。  
2. 総会は、会長が必要と認めた場合、また、会員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。  
3. 総会は、役員会で決定した内容を承認する。

## (その他)

第12条 この会則に定めのない事柄については、その都度別に定めるものとする。